

令和6年4月22日（月）

Children First 子育て行政のあり方勉強会

子育て家庭庁成育局成育環境課

こどもまんなか
子育て家庭庁

放課後児童クラブ

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

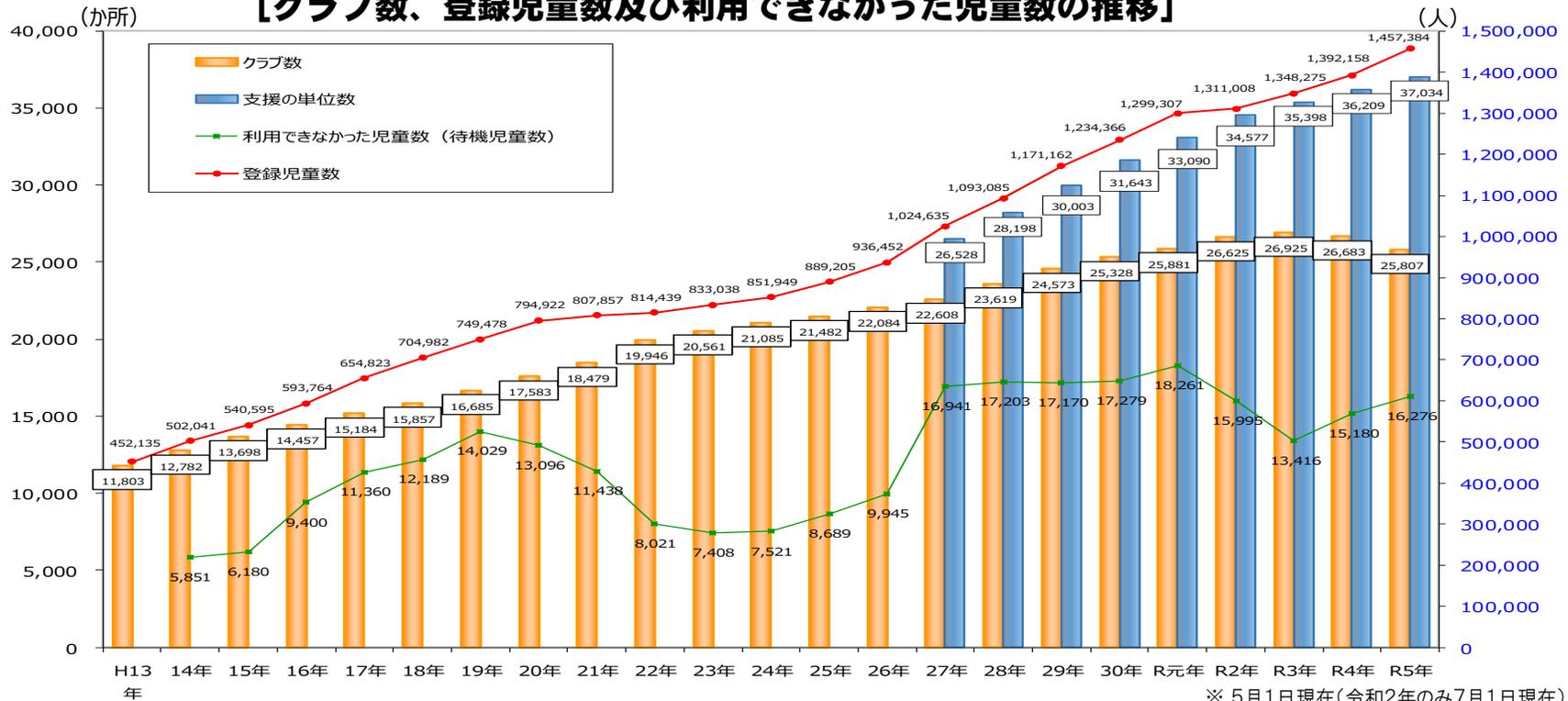
【現状】(令和5年5月現在)

- 登録児童数 1,457,384人
- 支援の単位数 37,034単位
- クラブ数 25,807か所
(参考：全国の小学校18,585校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,276人

【今後の展開】

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)に掲げた**受け皿の拡大(約122万人から約152万人への拡大)**を、**加速化プランの期間中(2026年度まで)のできるだけ早期に達成できるよう取り組む。**
- こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※ 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
 ※ 本調査は平成10年より実施

「こども未来戦略」（令和5年12月22日 閣議決定）

（放課後児童クラブの受け皿整備の推進等）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（4）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として 1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019年度～2023年度）による受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であることを踏まえ、この目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の向上【R5補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】
- ⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- ③ 更なる待機児童対策（夏季休業の支援等）に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善（再掲）
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【R5補正】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知等）

質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

令和5年度予算額 1, 240億円の内数 → 令和6年度予算額 1, 398億円の内数

子ども・子育て支援交付金	令和5年度	1, 046億円	→	令和6年度予算案	1, 223億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和5年度	159億円	→	令和6年度予算案	143億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	25億円の内数	→	令和6年度予算案	22億円の内数
保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	10億円の内数	→	令和6年度予算案	11億円の内数

施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費（基本分）の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後こども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

<嵩上げ後の自治体負担分の一部補助（令和5年度補正予算）>

公立の場合：（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

→ 国5/6、都道府県1/12、市町村1/12

民立の場合：（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

→ 国5/8、都道府県1/16、市町村1/16、社会福祉法人等1/4

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I こどもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

※学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大。【拡充】

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和6年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

（補助基準額）

- ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合：6,552千円（1支援の単位当たり年額）
- ・国の設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合：4,868千円（1支援の単位当たり年額）

② 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料支援）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援について、1支援の単位当たりの利用児童数の実態を踏まえ、補助基準額を引き上げる。

（補助基準額）

- ・1支援の単位当たり年額：3,374千円（R5年度：3,066千円）

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童が100人以上発生している市町村が放課後児童クラブ送迎支援事業を実施する場合の補助基準額を引き上げる。

（補助基準額）

- ・1支援の単位当たり年額：536千円
- ・待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ① 国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ② 放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額 (1支援の単位当たり年額)
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① (現行)	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② (現行)	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

令和6年能登半島地震への対応（放課後児童クラブ関係）

令和6年1月5日（金）

- ▶ 各都道府県等及び関係団体に対して、
 - ・被災地域内の放課後児童クラブの被害状況の把握に努めるよう要請。
 - ・開所できない放課後児童クラブがある場合に、他の放課後児童クラブ等で臨時に受け入れるなどの支援や被災した児童や子育て家庭等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て家庭等に対する相談などの支援を行うよう要請。

令和6年2月20日（火）

▶ 「災害時放課後児童クラブ利用料支援事業」の創設（右図参照）

- ▶ 各都道府県・指定都市・中核市に対し、災害により放課後児童クラブを臨時休業等した場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部について補助を行うことを周知。

災害時放課後児童クラブ利用料支援事業（放課後児童健全育成事業）

成育局 成育環境課

※子ども・子育て支援交付金の既定予算を活用して実施

1 施策の概要

令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業又は閉所した場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料について財政支援を行うことにより、放課後児童クラブの育成支援が必要な家庭に対する経済的な負担の軽減を図る。

2 施策のスキーム

【事業内容】 令和6年能登半島地震による災害により、以下の（１）、（２）のいずれかに該当するものについて、保護者の経済的な負担軽減の観点から、市町村が保護者へ減免又は、返還する利用料相当額の一部について補助する。

- （１）放課後児童健全育成事業所が被災したことにより、放課後児童健全育成事業所を臨時休業又は、閉所とした場合。
- （２）登録児童の家庭が被災したことにより、経済的な負担が生じる場合。

【対象者】 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた市町村に発災時に居住していた者

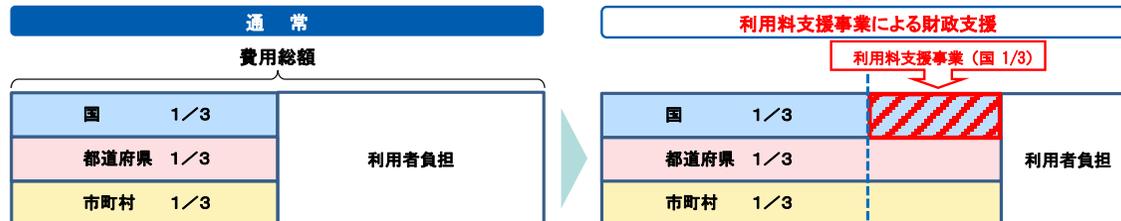
【対象期間】 令和6年1月1日～3月31日 ※令和6年度も実施予定

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額】 1支援の単位当たり月額：28万円

<事業イメージ>



✓費用総額の1/2が利用者負担額と想定した上で、残りの額を国、都道府県、市町村が1/3ずつ負担（交付要綱で規定）

✓利用者負担の減免等による被災自治体の負担を軽減するため、各自治体において利用料の減免等を行った場合に、国による利用料支援事業により財政支援を講じる